第十一条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定により、第九条第一項の指定を受けた歯科技工士養成所（以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十二条中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十三条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十四条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十五条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十六条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第十七条の表以外の部分中「第十条」を「第九条」に改め、同条の表第十条の項中欄中「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の前に次のように加える。

第九条第二項	ものとする。ただし、当該歯科技工士養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十一条の表第十一条第一項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第十一条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十一条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十七条の表第十二条の項上欄中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十二条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十七条の表第十五条の項上欄中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第九条」を「第九条第一項」に、「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第二項	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第十七条の表第十六条の項上欄中「第十六条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科技工士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十九条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十条中「第十条から第十二条まで」を「第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段」に、「第十六条」を「第十六条後段」に改める。

（婦人相談所に関する政令の一部改正）

第八条　婦人相談所に関する政令（昭和三十二年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県知事」の下に「（婦人相談所を設置する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を含む。次条第二項において同じ。）」を加える。

（美容師法施行令の一部改正）

第九条　美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条中「法」を「美容師法（以下「法」という。）」に改める。

第六条を削る。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令の一部改正）

第十条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第五十二条の七第三項」の下に「、第五十六条の三第一項及び第四項」を、「第四項及び第五項」の下に「並びに第六条」を加え、同条第二項中「「都道府県知事」と読み替えるものとする」を「「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第五十六条の三第五項の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。